



県警捜査費の調査結果報告書

平成 19 年 6 月 18 日

県警捜査費の調査結果報告書

第1 調査に至る経緯及び調査の根拠

(監査委員の特別監査と県警本部の調査)

県警捜査費の執行に対して平成 17 年 7 月になされた県議会及び知事からの監査の請求及び要求を受けて、県監査委員は特別監査を実施し、平成 18 年 2 月 22 日にその結果報告を行っている。その中で、違法・不当又は不自然で疑念があるとされた捜査費（県費）の支出は、県警本部及び高知警察署において平成 12 年度から平成 16 年度までの間で 3,378 件、17,919,881 円に上ることが指摘されている。

これを受けて、県警本部は平成 18 年中に 2 段階に分けて内部調査を行い、その結果を平成 18 年 9 月 20 日及び同年 12 月 6 日にそれぞれ報告している。その中では、平成 12 年度から平成 16 年度までの間の県警全体の捜査費（国費を含む。）の支出について、件数で 3,409 件（全体の 3.9%）、金額で 10,698,770 円（全体の 3.1%）が執行手続等に問題のある執行とされ、この額に利息分を加えて、すでに県及び国に返還されている。

(特別監査と県警本部の調査を受けての判断)

平成 19 年 2 月県議会の提案説明において、知事として県警捜査費の問題について次のとおり言及している。

「県警の捜査費の問題では、警察の内部調査の結果に基づいて、2 回にわたって、県費分として 750 万円余りが返還されましたが、内部調査の結果と監査委員による特別監査の結果には、大きな違いがありますので、これによって、県民の皆様の疑念が晴れたとは思えません。

そもそも監査委員は、守秘義務を負っていますので、本来、県警は、捜査協力者の氏名なども含めて、積極的に資料を開示することで、こうした疑念に正面から応えるべきでした。このため、マスキングを外して監査に協力するよう、再三にわたって促してきましたが、実現はされませんでした。

そこで、この際、改めて地方自治法の規定に基づく、予算の執行に関する調査権を行使しますことで、県警から捜査費に関する書類を提出していただき、私自らが、その内容を確認したいと思います。

こうした手立てをはじめとして、今後とも、この問題に対する県民の皆様の信頼を回復できますよう、手を尽くしていきたいと思えます。」

今回の調査は、この判断に基づき行ったものである。

(調査の法的根拠)

県予算の執行権は本来、例外を除いて全て知事に属しており、公安委員会についても例外ではないが、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議により知事から

の委任を受けて、県警本部長及び出先機関の長の権限において予算を執行している。

地方自治法第 221 条第 1 項には、予算の執行の適正を期するため、普通地方公共団体の長は、「予算執行に権限を有するもの」に対して、「予算の執行状況を実地について調査し」「その結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる」と規定されている。今回の調査は、これに基づいて行ったものである。

○地方自治法

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

第 2 調査体制

調査体制は、次のとおり。

- 調査責任者 知事
- 調査者 知事、副知事
- 補助者 会計管理局の幹部職員
- 立会者 総務部の幹部職員

第 3 調査の実施

1 調査経緯（実地調査に至るまでの県警とのやりとり）

（4 月 4 日～4 月 9 日）調査に関する事前折衝

○調査対象

調査を効率的に進めるため、平成 12 年度から 14 年度までの県警本部と高知警察署の一般捜査費について、特別監査時に監査委員事務局に提出した捜査費執行状況調（個別票）の様式を使って提出することを求めたところ、県警の回答は次のとおりであった。

・監査委員事務局に提出したもの（捜査費執行状況調（個別票））は県警には残

っていない。

- ・内部の調査班を解散したので、作成するのに時間がかかるかもしれない。

監査委員事務局に提出した書類の控えを残していないことについては、公文書の取扱いとして疑問が残るが、速やかに調査を進めるためには調査対象をさらに絞り込むことが必要との判断に至った。

○協力者（捜査協力者又は情報提供者のことをいう。以下同じ。）名等の開示

提出を求める一覧表には協力者名、店舗名等を記載することを求めるとともに、その中から抽出したものについては、支払精算書（領収書を含む。）等の関係書類を、マスキングのない形で提出することを求めたところ、県警の回答は次のとおりであった。

- ・知事は、平成 19 年 2 月議会で、「会計書類をマスキングなしで見せてもらった上、協力者や店舗に対する調査を行いたい」と発言していることから、捜査上の支障から協力者の住所・氏名、協力者が特定されるおそれのある店舗名については明らかにできない。

このことについては、最後まで協力が得られないままであった。

（4 月 13 日）県警に資料の提出を依頼

- ・県警本部捜査第一課、交通指導課及び高知警察署の平成 12 年度の捜査費執行状況について、資料（一覧表）を提出するよう通知した。

（4 月 19 日）知事から県警本部長へ調査の申し入れ

- ・知事からは、捜査費執行に関して強い疑念を抱いていることや調査に至る思いを伝えた。
- ・県警本部長からは、監査委員の特別監査結果と内部調査との食い違いなどに関する説明や、調査には誠実に対応するとの発言があった。

（4 月 20 日）県警から資料の提出

- ・県警から 4 月 13 日の通知に係る資料が提出された。
- ・協力者に関する項目については、記載なし。

（4 月 23 日）県警へ資料の再提出を通知

- ・県警から 4 月 20 日に提出された資料について、内部調査で問題執行とされた支出項目とその理由を追記のうえ再提出するよう通知した。

（4 月 27 日）県警から資料の再提出

- ・4 月 23 日の通知に係る資料が再提出された。

- ・問題執行に関する追記は、通知で求めたとおり記述されていたが、最初に提出された資料には記述されていた捜査員に関するデータが削除されていた。
- ・データの削除について、県警からは「問題執行に関与した捜査員が容易に特定されるおそれのある資料の作成は極めて慎重に行うべき」との考えが示された。

(5月16日) 支払証拠書類等に関する実地調査の通知

- ・支払いに関する書類と旅行命令簿の実地調査を行うことを通知した。

調査実施日時：5月21日（月）午前9時から

調査実施場所：県警本部内

調査対象：県警本部捜査第一課、交通指導課及び高知警察署の平成12年度の捜査費

2 調査の観点

監査委員による特別監査の結果の公表からすでに1年3か月以上が経過しており、県警の内部調査結果との違いについて早急に明らかにすることが求められている中、上で述べているように、今回の調査では、

- ・特別監査で県警が監査委員事務局に提出した捜査費執行状況調（個別票）は県警に残しておらず、作成するのに時間がかかるとのことであったことから、調査対象を絞り込まざるを得なかったこと。
- ・県警は捜査上の支障を理由に、協力者の住所、氏名や協力者が特定されるおそれのある店舗名については明らかにしなかったこと。
- ・県警から提出された資料に問題執行に関する追記を求めたところ、最初に提出された資料には記述されていた捜査員に関するデータが削除されたこと。

など、調査を実施するに当たり制約があり、このような状況では一つ一つの案件についての適否に関する調査を行ったとしても、特別監査以上に踏み込んだ調査結果は期待できないと考えられた。このため、視点を変えて県警の調査内容が適切で合理性のあるものかどうかを検証するという観点からの調査を行うこととした。

3 調査対象

県警本部捜査第一課、交通指導課及び高知警察署において平成12年度に執行したものを調査対象とし、その中の3割弱の件数を「捜査執行状況調」から抽出し実地調査の対象とした。

なお、調査対象のうち、問題があるとして県に返還されたものはすべて実地調査を行った（ただし、店舗調査は抽出して実施）。

	調査対象 件数・金額	うち実地調査 の件数・金額	うち県警が県へ返 還した件数・金額
捜査第一課	186 件 3,425,380 円	70 件 1,282,730 円	34 件 548,100 円
交通指導課	130 件 1,285,090 円	57 件 575,790 円	27 件 218,890 円
高知警察署	297 件 4,720,740 円	44 件 805,170 円	12 件 173,680 円
計	613 件 9,431,210 円	171 件 2,663,690 円	73 件 940,670 円

4 実地調査

(1) 書面調査

調査年月日：平成 19 年 5 月 21 日

捜査費執行状況の確認を行うため調査事案に係る次の書類の提出と、調査対象事案について説明できる職員の同席を求め書面調査を実施した。

- ・調査事案の支出に係る関係書類一式（経費支出伺、支出命令書、精算報告書兼戻入決議書、証拠書類等）
- ・現金出納簿
- ・調査対象事案に関係した旅行命令簿

(2) 聞き取り調査 一合し隊

調査年月日：平成 19 年 5 月 21 日（書面調査と並行）

県警が内部調査の結果で問題執行であるとした捜査費について、県警の言うように事務的な誤りかどうかを確認することを主眼として聞き取り調査を実施した。

(3) 店舗調査

調査年月日：平成 19 年 5 月 31 日、6 月 1 日、6 月 8 日

今回の調査対象の中で、県警が内部調査の結果で問題執行としているものは、すべてが協力者と接触した際の接触費（喫茶代）であって、その理由については証拠書類と実際の執行とが食い違っている、又は執行の事実が確認できないという説明であったため、店舗調査を実施した。

第4 調査の結果

1 書面調査の結果

(1) 「執行額及び使途」並びに「旅行命令簿」

書面調査の対象とした171件、2,663,690円の支出内容は、協力者への謝礼金が83件、2,568,000円、喫茶店等での接触費77件、94,640円、電話代9件、340円、電車代1件、360円、追尾中の喫茶代1件、350円であった。

これらについて、捜査費の執行に係る捜査員（執行者）への資金の交付や執行後の精算手続を、支払精算書及び現金出納簿等により確認したところ、金額、使途等に誤りはなく、書類上の不整合は見られなかった。

また、旅行命令簿も支出関係書類とは整合していた。

(2) 協力者の氏名等

支払関係書類に記載されている協力者の住所、氏名は、住所の市町村名を除きマスキングしており、協力者を確認することはできなかった。

また、県警が「捜査費執行状況調」への記載を拒否した捜査員の氏名については、マスキングしていなかったが、捜査員の氏名を書き写すことは拒否された。

(3) 領収書の添付

ア 協力者への謝礼金83件のうち、領収書が添付されていたものは29件で、添付されていないものが54件であった。

なお、領収書の添付は所属によってばらつきがあり、交通指導課は添付されているもの（16件）がされていないもの（10件）より多かったが、捜査第一課では全体（36件）の中で添付されているものは4件しかなかった。

○協力者への謝礼金に係る領収書の添付状況

	領収書あり	領収書なし
捜査第一課	4件(11.1%)	32件(88.9%)
交通指導課	16件(61.5%)	10件(38.5%)
高知警察署	9件(42.9%)	12件(57.1%)
合 計	29件(34.9%)	54件(65.1%)

イ 喫茶店等での接触費及び追尾中の喫茶代78件のうち、喫茶店以外での飲食代の3件は領収書が添付されていたが、喫茶代の75件は添付されていなかった。

なお、領収書が添付されていた3件のうち1件は店舗名がマスキングされていた。

○喫茶店等での接触費及び追尾中の喫茶代に係る領収書の添付状況

	領収書あり	領収書なし
捜査第一課	3件(9.7%)	28件(90.3%)
交通指導課	0件(0.0%)	26件(100%)
高知警察署	0件(0.0%)	21件(100%)
合 計	3件(3.8%)	75件(96.2%)

(4) 月々の執行額と残額

所属長は、あらかじめ1か月の捜査費の執行見込みをたて資金前渡を受けているが、その残額は毎月ほとんど変わらず、特に捜査第一課では月々の残額がほとんど1,000円未満であった。

なお、比較的残額の多い交通指導課でも月々の残額は3,000円未満となっていた。

○平成12年度捜査費の月別の残額(受入額-支払額)

	捜査第一課	交通指導課	高知警察署
4月	430円	540円	630円
5月	300円	1,770円	480円
6月	40円	2,570円	360円
7月	310円	930円	640円
8月	232円	2,590円	950円
9月	420円	2,560円	230円
10月	748円	1,760円	1,560円
11月	410円	1,770円	820円
12月	180円	2,570円	1,240円
1月	150円	2,660円	760円
2月	110円	2,590円	1,230円
3月	1,290円	2,600円	360円
合計	4,620円	24,910円	9,260円

2 聞き取り調査の結果

調査対象とした捜査費の執行に関して、実地調査に立ち会った県警の説明者から聞き取った内容は、次のとおりであった。

(1) 県警の内部調査の方法及び予算執行の適否に関する判断理由等

ア 内部調査の方法

(ア) 調査手順

警務部長をトップとする判定委員会において、「高知県警察予算執行調査班」の各班員が作成した調査書（書面調査、店舗調査、捜査員・上司・同僚への聞き取りの結果を記載したもの）に基づいて、1件1件の支出について適否の判断を行い、本部長に報告したうえで決定したとのことであった。

なお、捜査費の執行額の大半を占める謝礼金を支払った協力者への調査は、実施していないとのことであった。

(イ) 捜査員への聞き取り

捜査員への聞き取りは、本人、上司、支出関係書類に名前が出ている同僚などに対して行い、相手ごとに別々に1対1で行ったとのことであった。

なお、書類に押印している上司についてはすべて聞き取りを行ったとのことであった。

イ 予算執行の適否に関する判断理由

適正執行と判断した案件については、内部調査時点では具体的な理由も整理していたが、資料を残す必要はないとの判断により廃棄しているということで、概括的な説明以上のものはなかった。

(ア) 協力者への謝礼金を適正執行と判断した理由

協力者への謝礼金はすべて適正執行と判断しているとのことであり、その理由として、次の事項を総合的に判断した結果とのことであった。

- ・捜査員への聞き取り結果に信用がおけるかどうか。
（備忘録等で支払いを確認できるか、それができない場合は、当時の事情から合理的な説明ができるかどうか）
- ・情報提供による成果があがっているかどうか。
- ・当時の上司や同僚の話はどうか。

(イ) 接触費（喫茶代）の執行に関する適否の判断理由

県警から問題執行との説明があったものは、すべて接触費（喫茶代）であった。適正執行と問題執行に分かれた判断理由については、次のとおりの説明があった。

(適正執行の理由)

どのように協力者に接触したか捜査員に確認し、書面を見て、店舗調査も実施し、問題のない整合性のとれているものは適正執行としているとのことであった。

(問題執行とした理由)

協力者からの情報提供の成果物を調べたり同僚に聞いたりした結果、総合的に判断すると捜査費として執行していることは認められるが、対外的に説明が難しいものは、問題執行としているとのことであった。

具体的には、

- ・支払証拠書類に記載された喫茶店が当日営業していたかどうか。
- ・その喫茶店にコーヒー、紅茶、ジュース等で金額に見合うメニューがあったかどうか。

に照らして、十分説明できないものを問題執行にしているとのことであった。

ウ 県警の返還金の考え方と調査結果報告書での説明とのずれ

県警の説明によれば、県警の内部調査の結果、問題のある執行として県に返還した支出は、大きく2つに分類できる。

その一つは、県警の調査結果報告書でも事例にあげて説明しているように、実際の支出と証拠書類とが食い違っており、上記のとおり、対外的に説明が難しいとされたものである。この支出は、すべて接触費（喫茶代）の執行であり、金額的にはわずかである。

もう一つは、県警の調査の結果では適正な支出と判断していながら、執行に問題があるとした上の接触費（喫茶代）と支払いが同じ会計書類の中で処理されているという理由だけで協力者に対する謝礼金や電話代等を返還対象としたもので、金額的には謝礼金が大部分を占めている。

しかし、こうした経緯で謝礼金等を返還した事実やその理由は、県警の調査結果報告書では説明されていなかった。

(2) 県警が内部調査で問題執行とした事案の概要

ア 問題執行事案の概要

(ア) 捜査第一課

○問題執行とした事案：10件 7,200円（接触費（喫茶代））

（県警の調査結果報告書での区分）

- ・実際と異なる執行内容を会計書類に記載しているもの 2件

- ・過失により実際と異なった執行内容を会計書類に記載しているもの 8 件
- (今回確認した県警が問題執行と判断した理由)
 - ・喫茶店に金額に見合うメニューがない 7 件
 - ・執行日当日は、定休日 2 件
 - ・協力者保護のため別の店舗名を記載 1 件

○上の問題執行との関連で返還した事案：24 件 540,900 円（謝礼金、電車代、電話代、接触費（飲食代））

(イ) 交通指導課

○問題執行とした事案：11 件 8,800 円（接触費（喫茶代））

(県警の調査結果報告書での区分)

- ・実際と異なる執行内容を会計書類に記載しているもの 10 件
- ・過失により実際と異なった執行内容を会計書類に記載しているもの 1 件

(今回確認した県警が問題執行と判断した理由)

- ・消費税が外税の店舗であり執行額が説明できない 4 件
- ・執行日当日は、定休日（捜査員は物故者） 1 件
- ・店舗が廃業しており調査できない（捜査員は物故者） 3 件
- ・店舗が廃業しており調査できない（800 円と言われていたのに、800 円と書いた。裏付けがとれない） 1 件
- ・捜査員が飲食の内容を覚えていない（800 円と言われていたのに、800 円と書いた。裏付けがとれない） 1 件
- ・店舗が調査時休業していた（捜査員の説明が不十分） 1 件

○上の問題執行との関連で返還した事案：16 件 210,090 円（謝礼金、電話代）

(ウ) 高知警察署

○問題執行とした事案：5 件 3,630 円（接触費（喫茶代））

(県警の調査結果報告書での区分)

- ・実際と異なる執行内容を会計書類に記載しているもの 2 件
- ・過失により実際と異なった執行内容を会計書類に記載しているもの 3 件

(今回確認した県警が問題執行と判断した理由)

- ・喫茶店に金額に見合うメニューがない 3 件
- ・協力者保護のため別の店舗名を記載 2 件

○上の問題執行との関連で返還した事案：7件 170,050 円（謝礼金、電話代）

イ 関連する質疑

（ア）適正執行としたものの返還

少額の接触費（喫茶代）が問題執行であったとしても、県警が適正執行と判断した協力者への謝礼金や電話代などまで返還することは不自然ではないかと質したところ、1日の中で関連する捜査費が執行されている場合、その中の1件でも不適正な支払があれば一蓮托生で返還することが妥当と判断したとのことであった。

（イ）物故者の支払いを適正執行と判断した理由

捜査員が物故者となっている場合は、本人への聞き取りはできないが、執行の適否をどのように判断したのかと質したところ、事件は一つの班で動いており、一緒に動いていた他の捜査員に聞き取りを行い、矛盾がなければ適正執行としているとのことであった。また、喫茶代については店舗調査でも確かめたとのことであった。

（ウ）交通指導課の接触費（喫茶代）

交通指導課の接触費（喫茶代）は、捜査第一課や高知警察署とは異なり、ほとんどが800円で不自然だったため質したところ、当時の交通指導課の幹部が、「できるだけ800円以下にしてもらえればありがたい」と言ったのを、特定の捜査員が800円でというふうに勘違いしたもので、これらは全て問題執行としているとのことであった。

なお、800円であっても適正執行となっているものについては、店舗調査の結果や、捜査員、上司、同僚への聞き取りなどを総合的に判断して適正執行と判断したとのことであった。

（3）捜査費の執行見込額と実際の支出額

個別支出何の額と精算書の額とでは過不足が生じているのに、捜査第一課や交通指導課という所属単位で見れば、月別の執行見込みをもとに資金前渡していた額と実際の支出額との差が、毎月ほぼ同額かつ少額（数百円から二千数百円の違い）になっているのは不自然ではないかと質したところ、予算の範囲内で、見通しも立ててやっている、効率的にできていたということ、当時は捜査費を積極的に使うようにという指導をしていたところもあったのではないかと説明であった。

3 店舗調査の結果

(1) 調査対象店舗数

平成 12 年度に捜査第一課、交通指導課及び高知警察署が接触費を支出した喫茶店のうち 25 店舗（執行件数 27 件（うち 3 件の執行があった店舗が 1 店舗））を抽出し、直接店舗に出向き、県警が問題執行か適正執行かを判断した根拠が事実かどうかの確認を行った。

なお、調査対象とした 25 店舗のうち県警が問題執行としたところが 9 店舗、適正執行としたところが 15 店舗、問題執行と適正執行の両方があったところが 1 店舗であった。

(2) 調査結果

ア 調査結果の概要

調査対象とした店舗のうち、調査時点では廃業していたところや定休日だったところ、接触費（喫茶代）が支出された時期と現在とでは経営者が変わっていたところなどが 6 店舗あり、確認することができたのは 19 店舗であった。

この 19 店舗（執行件数 21 件）に対しては、平成 12 年当時の定休日、メニューと料金、消費税が内税か外税か、支払ったとされる金額のメニューでの組み合わせなどを確認したが、これを県警の店舗調査での判断基準（捜査員やその同僚等への聞き取り等による判断に関する部分を除く。）に照らしてみると問題執行と認められるところが 8 店舗で、問題執行とは断定できないところが 11 店舗であった。（内訳は下表のとおり。）

県警の判断	今回の調査での判断
問題執行 8 店舗 (執行件数 8 件)	問題執行と認められる 5 店舗
	問題執行とは断定できない 3 店舗
適正執行 10 店舗 (執行件数 10 件)	問題執行と認められる 2 店舗
	問題執行とは断定できない 8 店舗
問題執行と適正執行の両方がある 店舗 1 店舗 (執行件数 3 件。うち 問題執行 1 件、適正執行 2 件)	問題執行と認められる 1 店舗 (執行件数 3 件とも)

イ 県警の判断とは異なる結果となった店舗

今回の調査結果では、問題執行か適正執行かの判断が、県警の判断と異なることとなった店舗が 19 店舗のうち 6 店舗あり、その詳細は以下のとおりである。

(ア) 予算執行の適否の判断が異なる店舗

- a 県警は問題執行としていたが問題執行とは断定できないのではないかと考えられるケース
 - ・ 県警の店舗調査結果では、支出したとされる金額に見合うメニューがなく問題執行とされていたが、今回の店舗調査の結果、当時のメニューで金額に見合うメニューの組み合わせがあったところ 3店舗
 - ・ なお、このうち1店舗は、県警が調査のために来店したことや、電話で確認されたことはなかったとのことであった。
- b 県警は適正執行としていたが問題執行ではないかと考えられるケース
 - ・ 当時のメニューでは金額に見合うメニューの組み合わせがなかったところ 1店舗
 - ・ なお、この店舗は県警の店舗調査の際にも金額に見合うものはないと答えたとのことであった。
 - ・ 接触費（喫茶代）を支払ったとされる日が、当時の定休日だった可能性が高いと考えられるところ 1店舗
- c 県警は問題執行と適正執行の両方があるとしていたが、適正執行とされたものも問題執行ではないかと考えられるケース
 - ・ 県警の店舗調査結果では、支出したとされる金額に見合うメニューがなく問題執行とされた支払いと、適正執行とされた支払いの両方があった店舗だが、今回の店舗調査ではメニューの金額は今と当時とでは変わっており金額はわからないという回答があったところ 1店舗
 - ・ なお、この店舗は県警の店舗調査のときにもわからないと言ったとのことであった。

(イ) 問題執行と判断した理由が県警とは異なる店舗

県警の調査結果と今回の店舗調査では問題執行とした理由が異なることとなった店舗が2店舗あり、その詳細は以下のとおりである。

- a 県警の店舗調査結果では、支出したとされる金額に見合うメニューがないという理由で問題執行としていたが、今回の店舗調査ではメニューの金額は今と当時とでは変わっており金額はわからないという回答があったところ 1店舗
- b 県警の調査結果では、捜査員からの聞き取りで、「金額を800円に抑えるように聞いていた、飲食内容については覚えていない」という理由で問題執行としていたが、平成12年当時には既に喫茶店をやめていた（居酒屋を営んでいた）というところ 1店舗

4 調査総括

県警は、協力者の住所や氏名などは、明らかにできないとの姿勢を変えなかったことから、一つ一つの支出が適正かどうかを調べるという、特別監査の手法とは視点を変えて、県警の内部調査が、適切で合理性のあるものかどうかを検証することとした。

また、速やかに結果を出すために、執行の年度や部署を絞ったうえでの、抽出調査とした。

今回の調査でまず感じたことは、県警は、説明責任を十分に果たしていないことである。

例えば、県警が問題執行として県へ返還した額の大部分は、協力者に対する謝礼金であったことが今回の調査で判明したが、県警は、謝礼金は適正な執行であると判断しておきながら、問題執行であると判断した接触費（喫茶代）の支払が同じ会計書類の中で処理されているという理由で返還している。

しかし、こうした経緯で謝礼金を返還した事実やその理由は、県警の調査結果報告書には一切説明されていない。

さらに、県警の説明では、内部調査で適正な執行と判断した事案については、その判断をするために作成した調査資料は残す必要がないので既に廃棄しているとのことであり、説明責任に対する姿勢に疑問がある。

次に、県警の調査は本当に十分なものであったのかと感じざるを得ないことである。

今回の店舗の調査では、限られた調査件数にもかかわらず、県警が適正な執行と判断しているものの中に、金額に見合うメニューがなかったところがあるなど、県警の説明と今回の調査とでは食い違うものが見られた。

また、適正か不適正かの判断は、捜査費を執行した捜査員への聞き取り、備忘録での確認や同僚、上司の話を聞いて総合的に判断したとのことであるが、協力者など第三者による証言がないことや書面による確認がほとんどできていないことから、判断した根拠としては、十分に納得できるものではなかった。

これらのことから、今回の調査では、今までの疑念を払拭することはできず、かえって、疑念を増す結果となった。

(1) 調査に対する県警の姿勢

今回の調査は、県警の捜査費が協力者に対して適正に支払われているかどうかを確認するために行うこととしたものであり、協力者に対する聞き取り調査を予定していた。

しかしながら、協力者名や住所は事前に提出を求めた資料では記載されてお

らず、書面調査の際にも、マスキングされ明らかにされなかったため、結果として協力者に対する聞き取り調査を実施することができず、十分な調査はできなかった。

また、書面調査の際には、公金の執行を行った捜査員の氏名をメモすることさえ拒否する状況であった。

こうした県警の姿勢は、誠意あるものとは受け止められなかった。

さらに、県警が適正執行と判断したものについては、その判断をするために作成した調査資料を既に廃棄しているとの説明があったが、県民への説明責任を考えると、適正と判断したものについても十分な説明ができるよう書類は保管しておくべきであると考ええる。公文書の取扱いとしてはどうかという疑問とともに、内部調査で適正であると判断した資料を残す必要はないとする県警の姿勢には疑問を感じるところである。

(2) 適正執行又は問題執行とする県警の判断基準

ア 謝礼金に関する判断基準

県警は、協力者に接触することなく、謝礼金の支出のすべてを適正執行と判断している。

このうち、捜査員の備忘録での確認ができないものは、情報提供による成果物の確認を行い、また上司や同僚など捜査員の周囲の人の話も聞いて総合的に判断し、適正執行と判断したという説明があったが、協力者など第三者による証言や書面による確認ができないものは、それをもって十分な確認ができたとは言い難いのではないかと考える。適正執行であるという判断根拠となる書類が既に廃棄されており、個々の事案が適正なものかどうかの確認ができなかったこともあり、そのように考えざるを得ない。

イ 喫茶代に関する判断基準

県警の説明では、今回の調査対象となっている捜査費の中で問題執行としているものは、すべて店舗調査の結果に基づく喫茶代として執行された接触費であるとのことだが、店舗調査においては県警自身も当時の捜査員がその店舗を利用したかどうかを直接確認することはできないことから、利用したとされる日が当該店舗の営業日であったかどうか、あるいは支出した金額が当時のメニューの金額と合致するかどうかを判断基準としている。

こうした基準をもって判断していること自体、正確性に欠けるものであり、判断基準としては非常にあいまいなものであると言わざるを得ない。

ウ 問題執行の捉え方

今回の調査対象となっている捜査費の中で、県警が問題執行であるとしているものについて、県警は単なる会計事務手続上の誤りとしているが、定休

日である店舗を利用した精算書類を作成していることや、支払った金額に見合うメニューがない精算書類を作成している行為は単なる会計事務手続上の誤りとは言い難い。

(3) 県警の店舗調査と今回の店舗調査との食い違い

今回行った店舗調査の結果では、問題執行か適正執行かの判断が、県警の店舗調査の結果とは食い違うものが、19店舗中6店舗とかなりの数見られた。

県警は、問題執行かどうかを店舗調査以外の調査も踏まえて総合的に判断しているとのことであるが、今回の店舗の調査だけをもってしても、県警は調査のために来店していないという店舗や、今回の店舗調査で答えた内容を県警にも同様に答えているにもかかわらずそれが県警の調査結果に反映されていないのではないかと考えられる店舗もあり、県警の店舗調査の結果は合理性があるものとは言い難い。

(4) 問題執行に関連した執行自体には問題がない謝礼金等の返還

県警は、接触費の執行に問題があると判断したものについては、執行手続上問題があるということであって執行しうるものに執行しているとの判断に立っているが、問題執行として県と国に返還している。

一方、執行自体に問題が認められなくても、同一機会に執行され、同一支払証拠書類に記載された接触費に問題があったことから、謝礼金、電話代等を返還している。

問題執行とした原因が、すべて少額な経費である接触費（喫茶代）のあいまいな判断基準の中でのいわば単純な理由であり、執行自体に問題がないもので、同一機会に執行され、同一支払証拠書類に記載されているという理由で問題執行として返還までしたことは納得できるものではない。返還したものの中には領収書を添付している謝礼金もあり、執行自体に問題がないのであれば適正執行であることの説明責任を果たすべきである。

また、問題があるとした接触費との関連で、執行自体に問題がないと判断している謝礼金等まで問題執行に入れていることについて県警の調査報告書には一切触れられておらず、このことにも大いに疑問を感じるものである。

(5) 月々の捜査費の支出

所屬長は、あらかじめ1か月の捜査費の執行見込みをたて資金前渡を受けているが、平成12年度のその額と実際に支出された額がほとんど変わらず、特に捜査第一課では、平成12年度の月々の残額がほとんど1,000円未満となっている。

県警からは、効率的に執行できたものという説明があったが、1件当たりの謝礼金の額には数万円の幅があることを考えると、不自然なものと言わざるを得ない。